2　前項の規定にかかわらず、沖縄総合事務局長は、内閣総理大臣の承認を受けて、前項の事務の一部を総務部企画調整課以外の課に行わせることができる。この場合において、内閣総理大臣は、その旨を公示しなければならない。

（総務部跡地利用対策課の所掌事務の特例）

第五条　［略］

2　総務部跡地利用対策課は、第十七条各号及び前項に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、附則第三条第二項に規定する事務をつかさどる。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条第二項及び第五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 （開発建設部建設行政課の所掌事務の特例） **第十条**　開発建設部建設行政課は、第六十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	**附　則** （開発建設部建設行政課の所掌事務の特例） **第十条**　開発建設部建設行政課は、第六十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
期限	期限
［項を削る。］	令和四年三月三十一日
事務	事務
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
令和七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
令和九年三月三十一日	［項を加える。］
特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。